

お知らせ

瀬戸内町住宅リフォーム等助成金

町内業者を活用して住宅をリフォームされる方に助成金を交付します。

50万円以上の工事1件につき 10万円を助成

助成の対象となる方

- ① 町内に住民登録し、居住かつ住宅を所有している方
(申請者が借家人でもOK)
(借家人が申請する場合、所有者の承諾書を提出すること。)
- ② 貸主及び申請者本人と同じ世帯全員に町税等の滞納がない方

助成の対象となる住宅

- ① 町内の一戸建ての住宅
- ② 店舗併用住宅やマンション等の共同住宅は、申請者の居住部分のみ対象となります。(賃貸住宅部分は除きます。)



助成の対象となる工事

- ① 増築やリフォーム工事の費用(消費税を含む)が50万円以上の工事
 - ② 町内の業者が施工する工事(町内に住所を有する個人事業種でもOK)
 - ③ 令和7年2月28日までに事業完了実績報告の提出ができる工事
- ※ 外構工事や他補助金と一緒に利用する場合など対象とならない工事もありますので、事前にご確認下さい。

助成の受付期間

令和6年6月3日から定員に達するまで

申し込みが予定件数(6件)を超えた場合は受付終了

助成の金額

工事1件につき10万円。本助成金は、同一人または同一住宅について1回限りしか受けられません。

申請に必要な書類

●工事を始める前(申請時)

瀬戸内町住宅リフォーム等助成金交付申請書(第1号様式)の提出

《添付する書類》

- ① 工事内訳見積書の写し
- ② 対象住宅の位置図、写真及び工事を行う箇所の施工図、工事着手前の写真
- ③ 資産証明書(所有者)
- ④ 住宅の居住者(借家人)が申請する場合、住宅所有者の承諾書
- ⑤ 申請者及び同一世帯員の町税等納付状況調査書
- ⑥ 他の補助制度等を受けようとする場合、その申請書又は決定通知書の写し

●工事が完了した時(事業完了報告)

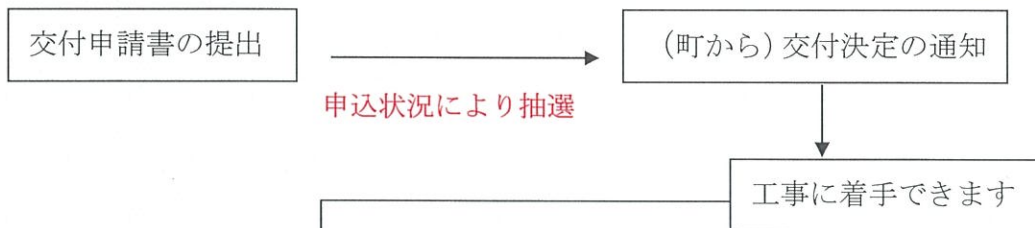
瀬戸内町住宅リフォーム等助成金実績報告書(第3号様式)の提出

《添付する書類》

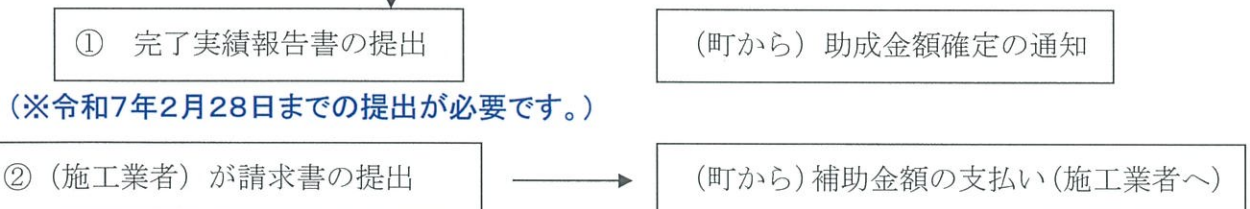
- ⑦ 工事代金領収書の写し(施工業者への支払いは工事費から助成金を控除した額とし、町の助成金は施工業者へ支払うものとする。)
- ⑧ 工事着手前及び工事完成後の写真
- ⑨ 建築基準法による確認済証を受けた工事にあつては検査済証の写し
- ⑩ 工事内容に変更があつた場合は、変更後の工事内訳見積書の写し
- ⑪ その他町長が必要と認める書類

申請手続きの流れ

★工事を始める前(※工事着工前に申請が必要です。)



★工事が完了すると



【お申し込み・お問い合わせ先】

瀬戸内役場 建設課 住宅・管理係 72-1197 (直通)

※ 申請書や詳細情報は瀬戸内町ホームページ等をご覧ください。